

指定居宅サービス重要事項説明書

有智の郷

通所介護
介護予防（日常生活支援第一号通所事業）

社会福祉法人 秀孝会

事業者

法人名 社会福祉法人 秀孝会
法人所在地 京都府八幡市八幡清水井31番地
電話番号 075-983-8111
代表者氏名 理事長 稲葉 裕二
設立年月 平成4年6月22日

事業所の概要

□ 有智の郷デイサービスセンター（指定通所介護サービス事業所）
(介護予防（日常生活支援第一号通所事業）サービス事業所)

事業番号 京都府指定 第2672900327号
事業所の所在地 京都府八幡市内里北ノ口5-1
(有智の郷デイサービスセンター)
電話番号 075-972-1000
管理者 出口 由起枝
開設年月日 平成16年11月1日

職員体制

職種	配置員数	勤務体制
管理者	1名（常勤）	日勤 9:00～17:30
生活相談員	常勤1名以上	日勤 9:00～17:30
看護職員	1名以上	日勤 9:00～17:30
管理栄養士	1名以上	日勤 9:00～17:30
介護職員	常勤換算方法で4名以上	日勤 9:00～17:30
機能訓練指導員	1名以上	日勤 9:00～17:30

サービス内容

営業日 月曜日から金曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除きます。

営業時間 9:00から17:30まで

サービス提供時間 10:00から16:00まで

食事 12:00から

入浴 一般浴・特殊機械浴 10:30から

排泄 適時（誘導、おむつ交換等）

その他 生活指導、健康チェック、送迎、介護方法の指導を行います。

1ヵ月に1～2回程度、行事やレクリエーションを行います。
内容によって実費相当を頂く場合があります。

料 金 別紙のサービス利用料金表によりお支払下さい。
事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細書を付して、
翌月15日までに利用者に通知します。
利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

ご利用の中止について

ご都合により休まれる場合は、前日の午前9時までにご連絡ください。
(ご連絡がない場合はキャンセル料を頂きます。)
当日体調不良や緊急により休まれる場合は、午前9時までにご連絡ください。(この場合もキャンセル料を頂くことになります。)

緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は速やかに医師又は家族に連絡を取る等、必要な処置を行います。

事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合、直ちに緊急の処置等を行います。
施設において対応できないと判断される場合は、かかりつけ医・協力医療機関に依頼します。また、事故発生後、速やかに都道府県、市町村、ご家族の方に連絡を取り、事故の原因について報告・説明を行い、原因が施設の責任に帰するものについては契約者・代理人と協議の上、信義と誠実に沿った対応をとるものとします。

身体の拘束等

ご入居者またはご入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、身体的拘束その他行動制限の必要が生じた場合は、必要最低限のものとし、ご入居者およびご家族にその必要性と期間を説明し、承諾を得て実施するものとします。

個人情報保護

ご利用者またはご利用者の家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

非常災害対策

当センターは非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練をおこなうものとします。

虐待防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 施設長 稲葉 裕二

虐待に関する受付担当者 管理者 出口 由起枝

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

☆ 苦情、相談の窓口

当該居宅サービスにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

苦情解決責任者 施設長 稲葉 裕二

苦情受付担当者 センター長 出口 由起枝

苦情・相談窓口 センター長 出口 由起枝

電話 075（972）1000

受付時間 9：00～17：30

当施設以外に、国保連・市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

○ 苦情受付窓口

国民健康保険連合会 介護保険課介護管理係

電話 代表075-354-9090

八幡市健康部高齢介護課 地域支援係

電話 代表075-983-1111